

平成28年11月17日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

消費者庁次長

(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第150号）が平成28年9月26日に公布・施行され、これにより食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の一部が改正されました。

また、「食品表示基準について」（平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知）における「別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」では、遺伝子組換え表示の妥当性を確認するための検査法を定めていますが、このたび、妥当性が確認された、ダイズ及びトウモロコシ加工食品の検査法並びにトウモロコシ穀粒の検査法の追加及び変更がありました。

これらに伴い、「食品表示基準について」の一部を改正しました。また、食品表示法（平成25年法律第70号）施行後における事業者等からの相談や問合せを受け、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の解釈として本通知に明確化すべきと判断した点等についても併せて別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。